

指定地域共同活動団体について

奈良県 総務部 知事公室
市町村振興課

令和 7 年 5 月 3 0 日
県・市町村長サミット

『指定地域共同活動団体』制度の創設

➤ 人口減少等により経営資源が制約される中で、**住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため**、今後、地域の实情に応じて、**地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み(プラットフォーム)を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。**〔第33次地方制度調査会答申(令和5年12月)〕

⇒ 令和6年の地方自治法一部改正(法第260条の49)により、**『指定地域共同活動団体』制度を創設。**

【総務省重点施策2025(抄)】 新たな制度の円滑な導入・運用に向けて、先行事例等の調査研究や周知・啓発を実施。(R6補正：0.2億円)

【施行期日】 令和6年9月26日

1. 主体の指定

地域的な共同活動を行う主体

【イメージ】

・ 自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域的な共同活動を実施

- 地域的な共同活動のイメージ
 - ・ 地域の美化・清掃
 - ・ 高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
 - ・ 高齢者・子どもの見守り 等

市町村長が指定することができる

右記の要件を満たすものを、

指定地域共同活動団体

以下の内容を市町村が条例で具体化

【指定対象】

・ 区域の住民 又は 区域の住民を主たる構成員とする団体 を主たる構成員とする団体

【指定の要件】

- ・ 地域において 住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動 を行う
- ・ 地域の 多様な主体との連携 等により効率的・効果的に活動を行う
- ・ 民主的で透明性の高い運営 その他適正な運営の確保 等

2. 指定の効果

- ・ 活動資金の助成、情報提供など、市町村の **支援** を受けられる
- ・ 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に **調整を求める** ことができる
- ・ 市町村から **行政財産の貸付け**、関連事務の **随意契約による委託** を受けられる

【行政財産の貸付けのイメージ】

- 市保健センター内の一室を活用し、**交流喫茶等** を開催
 - 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その足で交流喫茶に参加することが可能。
 - 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。



【随意契約による委託のイメージ】

- 公園の維持管理と、地域の美化活動を **一体的に実施**
 - 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。



市町村への支援（国・県）

【国】指定地域共同活動団体に対する設立・運営支援等に要する経費について、地域運営組織と同様の地方交付税措置（算定対象に追加）を講じる。

【県】市町村が、共助の仕組みを支える主体間の連携を促進し、それぞれの強みを活かした活動を行っていくプラットフォームを構築し、その活動を下支えすることを支援する。

【国支援】地方財政措置〔市町村〕の拡充内容（赤字が追加）

①地域運営組織の形成支援（ワークショップ開催等）

地域の活動主体が指定地域共同活動団体となるために必要な組織形成への支援に要する経費

→特別交付税措置（措置率0.5・財政力補正あり）

②地域運営組織の運営や事業活動（住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等）の支援

指定地域共同活動団体の活動への支援等に要する経費

→普通交付税算定額を上回る経費について特別交付税措置（措置率0.5・財政力補正あり）

【県支援】地域共同活動推進市町村支援事業（令和7年度新規）

市町村が行う、地域の主体間の連携促進に向けた支援に当たり、助言などを行う有識者等のアドバイザーの派遣費用を負担

- 人口減少が進行する中で今後も地域運営を持続可能なものとするため、各市町村において、**地域の多様な主体の連携・協働を推進するための枠組み（プラットフォーム）の構築やその支援**を通じて、住民の共助を支える取組が求められる。

～地域自治協議会等の設立などの支援を行うアドバイザーの派遣費用を負担～

1 目的

市町村が、地域における共助の仕組みを支える主体間の連携を促進し、それぞれの強みを活かした活動を行っていくプラットフォームを構築し、その活動を下支えすることを支援する。

もって、今後2040年頃にかけて生じる変化によって地域社会が、様々な資源制約に直面し、住民ニーズや地域の課題が複雑化・多様化していく中においても、住民が快適で安心な暮らしを営んでいくことができるようにする。

2 事業内容

市町村が行う、地域の主体間の連携促進に向けた支援に当たり、助言などを行う有識者等のアドバイザーの派遣費用を県が負担

テーマ：自治会とその他の地域団体等の連携の促進
(地域自治協議会、地域共同活動団体等)

例：住民向けワークショップでの講師やファシリテーター、設立準備に係る助言、市町村職員勉強会の講師 等



持続可能な地域コミュニティの運営を目指す

例えば、安全安心な地域づくり、子どもの居場所づくりや高齢者福祉など、様々な活動を行う団体が参加して、住民同士の助け合い、支え合いを通じて、地域運営を持続可能なものとする連携協働の枠組みづくり。